

参考資料

中間とりまとめ

(土壤及び地下水の汚染に関する規制のあり方について)

令和元年12月

名古屋市環境審議会 土壤及び地下水汚染規制部会

目 次

1はじめに	1
2法・条例規制の概要	2
(1)法規制の概要	2
(2)条例規制の概要	3
(3)平成29年法改正の概要	4
3現状と課題	8
(1)現状	8
ア 土壌・地下水汚染の報告状況	
イ 区域の指定及び解除の状況	
ウ 土壌・地下水汚染に係る情報の提供	
(2)課題	11
ア 法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方	
イ 自主調査への対応	
ウ その他	
4見直しの方向性	19
(1)法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方	19
ア 土壌汚染に関する調査	
イ 区域指定	
ウ 指定台帳及び解除台帳	
エ 汚染土壌の搬出	
(2)自主調査への対応	22
ア 指針外調査の取扱い	
イ 汚染土壌を直ちに掘削除去する事案への対応	
ウ 土地の所有者等の同意	
(3)その他	24
ア 土壌・地下水汚染に係る情報の開示	
イ 措置を行う際の地下水基準	

参考資料1 土壌及び地下水汚染規制部会委員名簿

参考資料2 審議経過及び今後の予定

参考資料3 土壌及び地下水の汚染に係る施行状況

参考資料4 用語説明

1 はじめに

名古屋市（以下「市」という。）では、平成9年に市内の工場において、高濃度の地下水汚染が発覚したことから、平成11年5月に名古屋市土壤汚染対策指導要綱を策定し、対応を図ってきた。その後、平成15年10月に市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号。以下「条例」という。）を施行し、同年2月に施行された土壤汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）とともに、土壤・地下水汚染対策を行ってきた。

平成21年の法改正で汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて合理的な対策を適切に実施させる区域指定制度が設けられた。平成24年の条例改正においても、汚染状況に応じた合理的な対策を推進するため、同様の考え方に基づく区域指定制度を設けたほか、自主調査による汚染判明時の報告を義務付けるなど規制の見直しを行った。

さらに、土壤汚染に関する適切なリスク管理を推進するため、平成29年に法改正が行われ、平成31年4月に全面施行された。その結果、市の土壤・地下水の規制において法と条例が求めている対応に差が生じている。また、条例独自の制度においても、手続きの効率化が求められているなど、新たな課題が顕在化している。

こうしたことから、「土壤及び地下水の汚染に関する規制のあり方について」として、平成31年1月に名古屋市長から名古屋市環境審議会に諮問され、この調査審議について土壤及び地下水汚染規制部会（以下「部会」という。）に付議されたところである。

今般、部会における調査審議について一定の整理がされたことから、これを中間とりまとめとして幅広く意見を求めるものである。

2 法・条例規制の概要

(1) 法規制の概要

法は、国民の健康の保護を目的としており、土壤汚染に関する調査、区域の指定及び汚染土壤の搬出等に関する規制を定めている。

調査契機として、特定有害物質を使用する特定施設を廃止したときに調査が義務となるほか、一定の規模以上の土地の形質の変更を行うときに土地の形質の変更を行う範囲に土壤汚染のおそれがある場合や、土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある場合に、調査命令を発出することとされている。調査の結果、土壤汚染が判明した場合には、健康被害が生じるおそれの有無により、措置が必要な区域である要措置区域か、措置が不要な区域である形質変更時要届出区域に指定される。

要措置区域に指定された後、汚染の除去等の措置が行われ、健康被害が生ずるおそれがなくなったときは、措置不要の形質変更時要届出区域となり、汚染が除去されたときは、区域の指定が解除される。形質変更時要届出区域において土地の形質の変更を行う場合、事前の届出が必要である。

また、自主調査において土壤汚染が判明したときには、区域の指定を申請できることになっている。

区域が指定されたときには、それぞれの区域の情報が記載された台帳を調製し、管理することになり、要望があれば閲覧できるようすることとされている。

指定されている区域の外へ汚染土壤を搬出するときは、事前の届出や汚染が拡散しないような対策を講じるとともに、許可を受けた汚染

土壤処理業者に汚染土壤の処理を委託しなければならないとされている。

(2) 条例規制の概要

条例は、土壤・地下水汚染規制に関して、法と同様に土壤汚染に関する調査、区域の指定及び汚染土壤の搬出等に関する規制を定めているが、市民の健康の保護のみでなく、生活環境の保全も目的としている。そのため、法で求められている健康被害を防止するために必要な措置に加えて、生活環境の保全のための措置として、具体的には地下水汚染の拡散防止のための措置を求めている。

特定有害物質等を使用している工場等を特定施設の設置の有無に関わらず対象とし、調査契機となる土地の形質の変更の面積も法よりも小規模の 500 m^2 以上 $3,000\text{ m}^2$ 未満を対象とするなど、調査契機を拡大している。

自主調査において土壤汚染が判明したときには、市への報告を義務付けている。

また、汚染が判明したときには、法と同様に区域が指定されることになるが、健康被害が生じるおそれがあれば措置管理区域、生活環境被害が生じるおそれがあれば拡散防止管理区域、それらの区域に該当しないときには形質変更時届出管理区域に指定される。措置管理区域及び拡散防止管理区域においては、それぞれに必要な措置を求めている。拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域において土地の形質の変更を行う場合、法と同様に事前の届出が必要である。

指定された区域については、法と同様に台帳を調製し、管理しているが、解除された区域の台帳については、自主的に調製しているもの

の、法と異なり条例で規定していない。

汚染土壌の搬出等については、法と同様に事前の届出や汚染土壌処理業者への処理の委託の義務等を定めている。

(3) 平成29年法改正の概要

平成29年法改正では、適切なリスク管理を推進するため、調査の方法、土壤汚染対策の方法、汚染土壌の取扱い及び汚染情報の管理办法などが見直された。

土地の汚染状況の把握を十分に行うため、有害物質使用特定施設を廃止したが調査が猶予されている土地や有害物質使用特定施設を設置している操業中の工場等がある土地における土地の形質の変更を行う際に、調査の実施対象となる土地の面積が3,000m²以上から9,000m²以上になり、調査契機が拡大された。

調査については、汚染土壌の搬出による汚染の拡散、形質変更時の汚染の飛散、帶水層に接することによる地下水汚染の発生のリスクを考慮し、調査する深さを掘削予定深度プラス1mの深さまでにすることができるようになるなどの見直しが行われた。

また、要措置区域において、汚染除去等の措置が適切に計画及び実施されるよう、実施する措置の計画書の作成及び提出、措置の完了時には完了の報告を義務付ける制度が創設された。

工業専用地域では、工場が立地していることから土壤汚染の可能性はあるものの、臨海部にあっては一般の居住者による地下水の飲用及び土壤の直接摂取による健康リスクが低いと考えられるため、一定の要件を満たせば、区域内の土地の形質の変更を行う際に、各々の事前届出に代えて年一回程度まとめて事後届出とすることができます特例区

域が新たに設けられた。

指定区域外への汚染土壌の搬出についても、平成29年法改正前は、搬出した土壌は汚染土壌処理施設で処理する必要があったが、地質的に同一の自然由来又は水面埋立て土砂由来の汚染がある指定区域の間や一つの土壤汚染状況調査における指定区域の間であれば、離れた場所であっても移動させ、汚染土壌を有効に利用できるようになった。

現在の法及び条例の制度についてまとめたものを表1及び図1に示す。

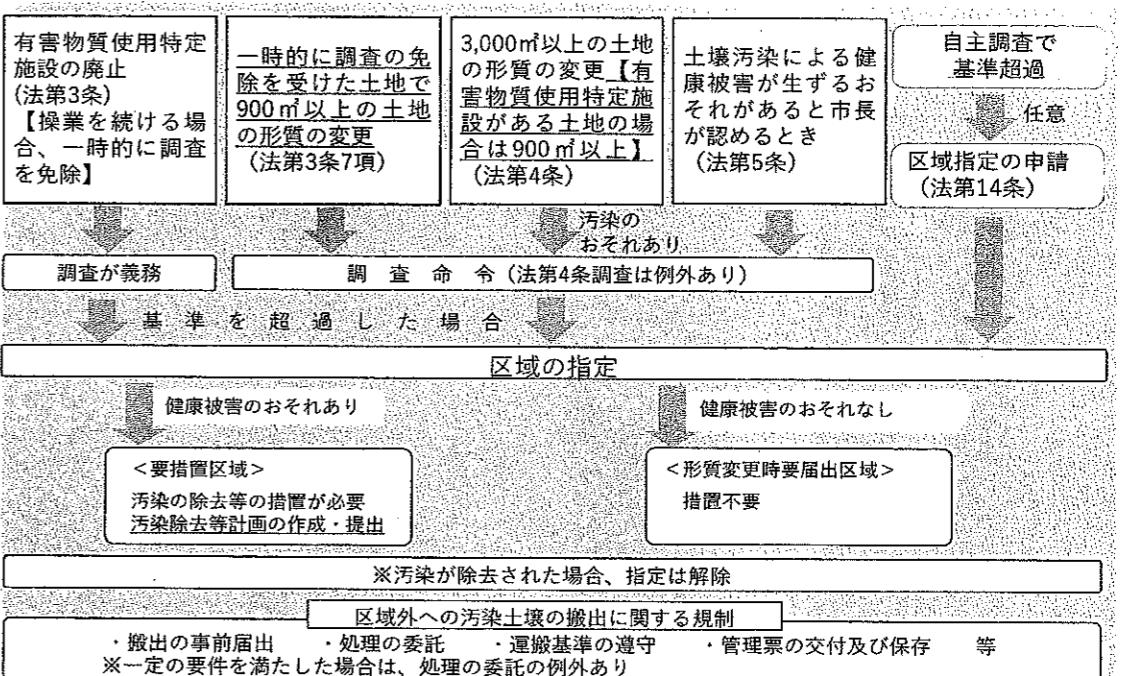
表1 法・条例の制度

	法	条例
目的	国民の健康の保護	市民が健康で安全な生活を営むことができる良好な環境の保全
調査契機	<p>① 有害物質使用特定施設の廃止 (法第3条)</p> <p>② ①に該当するが、一時的に調査の免除を受けた土地で 900m² 以上の土地の形質の変更 (法第3条第7項)</p> <p>③ 3,000m² 以上の土地の形質の変更 (法第4条)</p> <p>※有害物質使用特定施設が設置されている土地の場合は 900m² 以上</p> <p>④ 土壌汚染により健康被害が生じるおそれがあると都道府県知事(市長)が認めるとき(法第5条)</p>	<p>① 特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地が汚染されているおそれがあると市長が認めるとき(条例第54条)</p> <p>② 特定有害物質等取扱工場等の敷地において 500m² 以上 3,000m² 未満の土地の形質の変更(条例第55条)</p> <p>※法の調査契機に該当する場合を除く。</p> <p>③ 3,000m² 以上の土地の形質の変更(条例第57条)(履歴調査のみ)</p> <p>※有害物質使用特定施設が設置されている土地の場合は 900m² 以上</p>
自主調査	自主調査の結果を基に区域の指定の申請ができる(法第14条)	自主調査の結果、汚染が判明した場合は報告しなければならない(条例第57条の2) 結果を基に区域の指定を行う

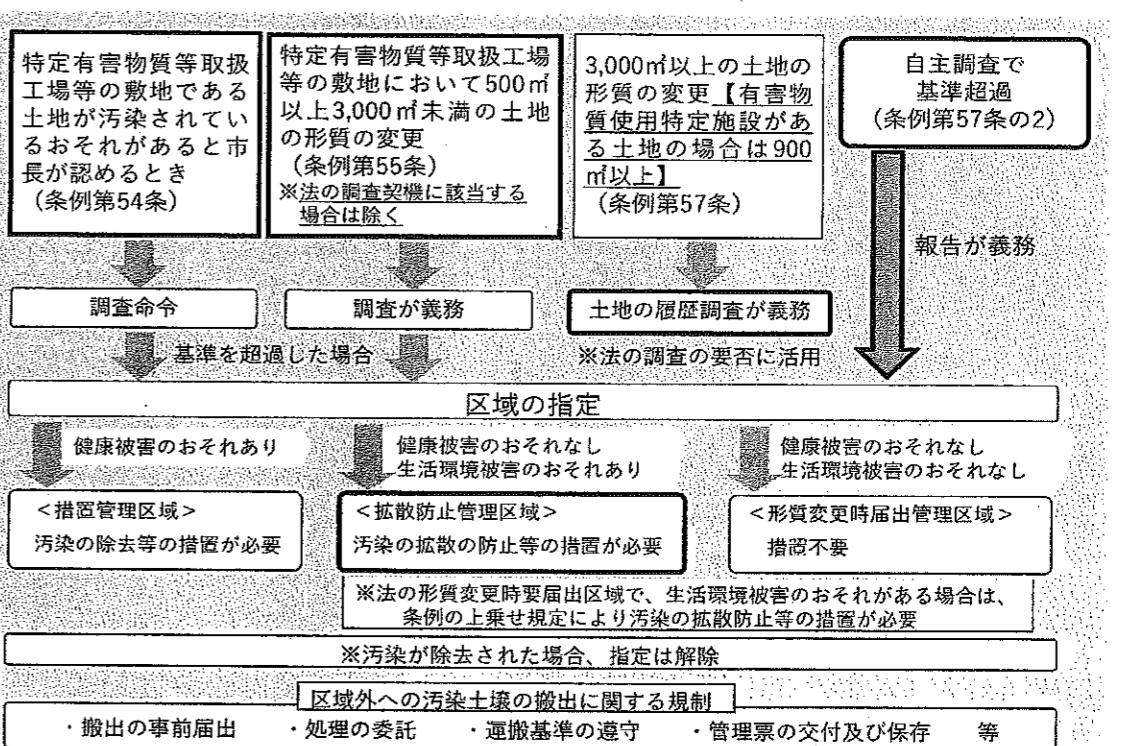
区域の指定	健康被害の おそれあり	要措置区域	健康被害の おそれあり		措置管理区域
			形質変更時要届出区域 〔一般管理区域 ※ 埋立地管理区域 自然由来特例区域 埋立地特例区域 臨海部特例区域 ※条例による拡散防止措 置の上乗せ規定あり	生活環境 被害のお それあり	
	健康被害の おそれなし		健康被害 のおそれ なし	形質変更時届出管理区域 〔一般管理区域 埋立地管理区域 自然由来特例区域 埋立地特例区域	
要措置区域における汚染除去等計画書	汚染除去等計画書の作成・提出（義務）			汚染拡散防止計画書の作成・提出（自主的に運用） (措置管理区域及び拡散防止管理区域に適用)	
措置完了時における完了報告書	完了報告書の作成・提出（義務）			完了報告書の作成・提出（自主的に運用） (措置管理区域及び拡散防止管理区域に適用)	
区域内における土地の形質の変更	事前届出が必要 (要措置区域は原則禁止)			事前届出が必要 (措置管理区域は原則禁止)	
臨海部 特例区域	工事毎の事前届出に代えて1年毎の事後 届出			規定なし	
台帳	区域指定台帳・解除台帳の調製を規定			区域指定台帳の調製を規定 解除台帳は自主的に調製	
汚染土壤の搬出	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出の規制 〔区域外への搬出の事前届出の義務 汚染土壤処理業者への処理委託の義務 運搬基準の遵守 管理票の交付及び保存 ・汚染土壤処理業の許可制度 		<ul style="list-style-type: none"> ・搬出の規制（法と同様） 		
汚染土壤処理業者への 委託の例外	<ul style="list-style-type: none"> ・地質的に同一である範囲内での自然 由来特例区域間及び埋立地特例区域 間の移動が可能（区域間移動） ・同一契機で行われた調査において飛び地になって指定された区域間の移動が可能（飛び地間移動） 		<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壤処理業許可の際に生活環境影響調査を実施（義務） 	規定なし	

図1 法・条例の制度

法規制の概要



条例規制の概要



3 現状と課題

(1) 現状

ア 土壌・地下水汚染の報告状況

平成25年4月の改正条例の施行以降、平成31年3月末までに、法及び条例に基づき市に報告された土壌・地下水汚染の件数は、表2のとおりである。法に基づく報告が123件、条例に基づく報告が176件、合わせて299件であった。

報告根拠別の内訳では、法に基づく報告123件のうち、調査の義務・命令によるものが23件（19%）、自主調査による申請が100件（81%）であった。また、条例に基づく報告176件のうち、調査の義務によるものが30件（17%）、自主調査による報告が146件（83%）であった。自主調査の結果に基づき汚染が報告されたものは、法も条例も、ともに8割を超えており、調査の義務や命令による汚染の報告よりも多い。

表2 年度別の報告状況

調査契機	年度							合計
		平成 25	26	27	28	29	30	
法	調査義務・命令 ^{*1}	3	5	5	3	2	5	23
	自主申請 ^{*2}	21	20	14	16	14	15	100
	小計	24	25	19	19	16	20	123
条例	調査義務 ^{*3}	11	6	4	3	3	3	30
	自主報告(義務) ^{*4}	27	14	30	23	26	26	146
	小計	38	20	34	26	29	29	176
合計		62	45	53	45	45	49	299

*1 法第3条、法第4条

*2 法第14条

*3 条例第55条

*4 条例第57条の2

イ 区域の指定及び解除の状況

土壤汚染が報告され区域の指定を行った件数は表3のとおりである。

法に基づく区域の指定の件数は、平成15年2月の法施行以降において137件、条例に基づく区域の指定の件数は、平成25年4月の条例に基づく区域指定制度開始以降において148件である。条例に基づく区域の指定件数は、制度の開始時期に約10年の開きがあるにも関わらず、法に基づく区域の指定件数よりも多い。

措置が必要な区域として法に基づく要措置区域は16件（法に基づく指定区域のうち、12%）、条例に基づく措置管理区域は22件（条例に基づく管理区域のうち、15%）、拡散防止管理区域は11件（条例に基づく管理区域のうち、7.4%）指定されている。

法に基づき指定を受けた区域のうち、解除された件数は、63件（46%）、条例に基づき指定を受けた区域のうち、解除された件数は、86件（58%）で、条例に基づく区域指定の解除の割合は、法に基づく区域指定の解除の割合よりも高い。

表3 法及び条例に基づく区域の指定状況

区域種別		累計	解除済	指定中
法	要措置区域	16	12	4
	形質変更時要届出区域	121	51	70
	合計	137	63	74
条例	措置管理区域	22	15	7
	拡散防止管理区域	11	5	6
	形質変更時届出管理区域	115	66	49
合計		148	86	62

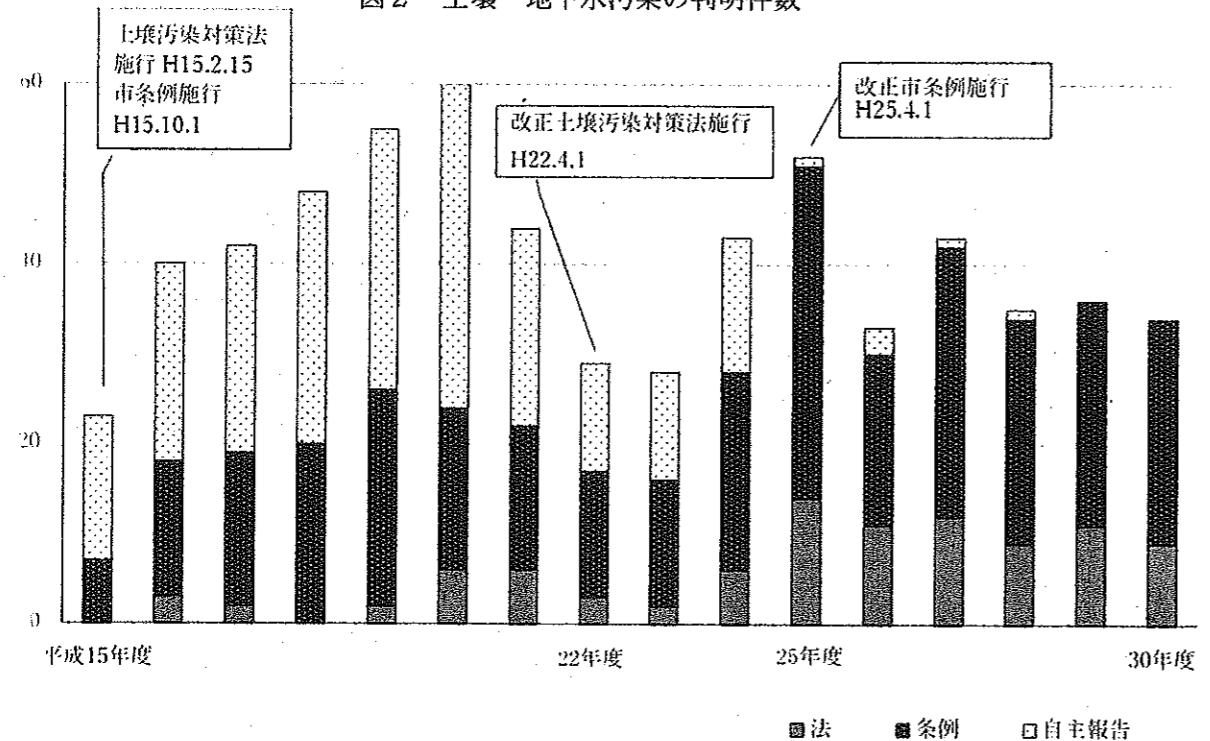
※平成31年3月末現在

ウ 土壌・地下水汚染に係る情報の提供

市では、土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針に基づき、新たに土壤又は地下水汚染が判明したすべての事例を市政記者クラブ及び市公式ウェブサイトにおいて公表している。これまでに公表した土壤汚染等の件数は、図2のとおりである。

また、法及び条例に基づく区域指定台帳に係る情報についても市公式ウェブサイトに掲載している。

図2 土壌・地下水汚染の判明件数



※自主報告は、法、条例及び要綱に基づかず、自主的に土壤汚染の報告がなされたもの。

※平成25年度以降の自主報告は、平成25年度より前に行われた調査の報告である。

(2) 課題

ア 法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方

(ア) 土壌汚染に関する調査

法で定める土壌汚染状況調査については、旧法では基本となる調査に対して専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来の汚染のおそれがあるときの調査の特例を定めていたが、平成29年法改正により、自然由来、水面埋立て土砂由来又は人為等由来の汚染のおそれがある土地において、特定有害物質ごとに、それぞれの由来に応じた方法で土壌試料の採取を行う区画の選定等を行うこととなった。また、人為等由来汚染の調査で、水質汚濁防止法に基づく地下浸透防止措置が適切に行われている土地について汚染のおそれの分類の考え方方が変更された。

これに対し、条例で定める土壌汚染等調査では、過去に行われた自然由来又は水面埋立て土砂由来の汚染のおそれがある土地の調査は、自然由来では2件、水面埋立て土砂由来では0件と非常に少ないため、旧法で定める調査の特例扱いのままとなっている。地下浸透防止措置が適切に行われている土地の取扱いについても、旧法で定める考え方のままとなっている。

また、平成29年法改正では、土地の形質の変更が調査契機となつた場合に、掘削する深度よりも深い部分に汚染のおそれがあると認められるときは、土地の形質の変更によって汚染が拡散するおそれがないことから、土壌試料の採取をしないことができることとなった。これに対し、条例では、有害物質を取り扱っている又は取り扱っていた工場等で法より小規模な土地の形質の変更を行うときを調査契機としているが、その調査は調査対象深度を限定することを認めていない。

条例は、法と比べて小規模な土地の形質の変更であるにも関わらず、法で定める調査方法よりも厳しいものになっている。

(イ) 区域指定

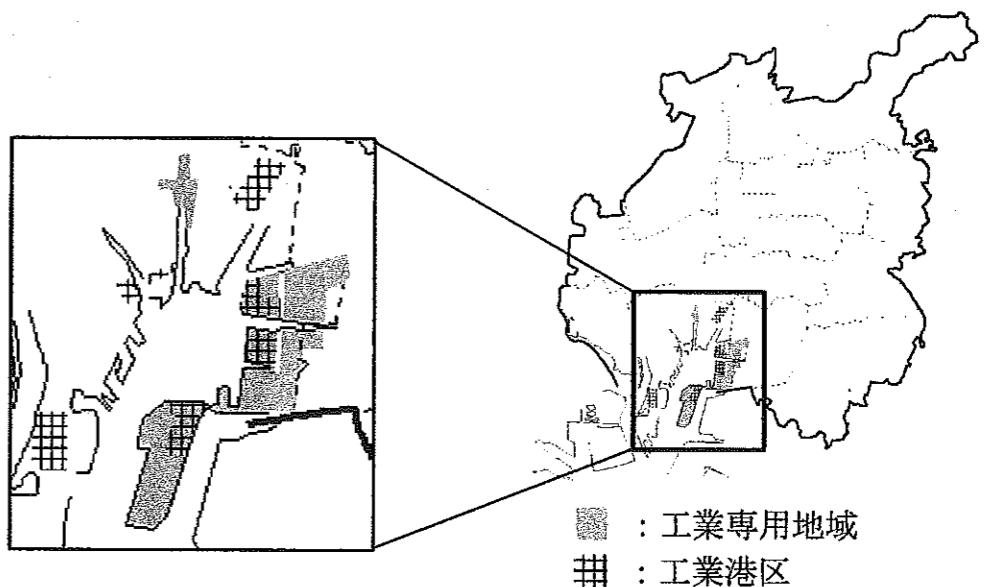
平成29年法改正により、要措置区域において実施する汚染の除去等の措置について、措置実施者は汚染除去等計画書を作成し提出すること、措置を講じたときは報告をすることとなった。これに対し、市では、法で定める要措置区域、条例で定める措置管理区域又は拡散防止管理区域において、措置実施者が行う措置の計画時には汚染拡散防止計画書を作成し提出すること、措置の完了時に報告することを指導しており、これまで措置を行う案件において計画書及び完了報告書が提出されている。これらの報告については、手続きが明確化されていないものの、市の指導に基づき事業者が自主的に作成し、提出しているものである。

また、平成29年法改正で、要措置区域において土壌溶出量基準が不適合の場合に行うべき措置の内容が一部緩和された。具体的には、実施する措置として地下水の水質の測定を行う場合、評価地点において地下水等経由の摂取経路が遮断されればよいと考えられることから、必ずしも対象地内の地下水基準適合を求めないこととなった。すなわち、地下水の飲用による暴露経路が遮断できる目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を満たす管理を行うことで措置を行っていると認められこととなった。条例では、措置管理区域において、健康被害の防止のための汚染の除去等の措置が、拡散防止管理区域において、生活環境被害の防止のための汚染の拡散の防止等の措置が求められている。それぞれの措置として実施する地下水の水質の測定は、地下水基準の

適合を求めており、法と差異が生じている。

そのほか、平成29年法改正では、健康被害のおそれがなく汚染原因が専ら自然由来又は水面埋立て土砂由来によるものなど、一定の要件の土地の形質の変更については、市の確認を受けることで、工事毎の事前の届出に代えて、事後届出をすることができる臨海部特例区域が新設された。市域にも図3に示したとおり、臨海部の工業専用地域等が存在している。そのため、条例においても臨海部特例区域相当の新たな区域を設ける必要があるか検討する必要がある。

図3 市内の工業専用地域等



(ウ) 指定台帳及び解除台帳

これまで、土壤汚染が判明した場合は、汚染の情報についての指定台帳が調製され、求めに応じて閲覧できるようになっていたが、平成29年法改正により、指定が解除されたときも解除台帳を調製し、記録を保管することが規定された。また、指定台帳や解除台帳には、汚

染が除去された場合等に加えて、調査が限定された場合、汚染土壤の移動があった場合について、より多くの情報を記載することとなった。市では、平成29年法改正以前から解除台帳を自主的に調製、保管し、求めに応じて閲覧できるようにしている。条例では、指定台帳の調製及び保管を規定しており、解除台帳については自主的に調製、保管している。

(工) 汚染土壤の搬出

汚染土壤の処分について、これまで指定区域から搬出する土壤は、汚染土壤処理施設での処理が義務付けられていたが、平成29年法改正では、一定の要件を満たせば他の指定区域への搬出を認め、適正な管理の下、汚染土壤の有効活用ができるようになった。条例においては、汚染土壤の搬出は、汚染土壤処理業者に処理を委託しなければならないため、法で可能となった汚染土壤の有効活用ができない。

イ 自主調査への対応

(ア) 定められた方法以外で行われた自主調査（指針外調査）の取扱い

一般社団法人土壤環境センターがまとめた「土壤汚染状況調査・対策」に関する実態調査結果（平成29年度）によれば、法・条例・要綱に基づく調査と自主的に行った調査（法又は自治体の条例・要綱において調査義務や調査命令が課されていないにも関わらず、自主的に行われる土壤汚染の調査）の受注割合は、前者が13%、後者が87%と、自主的に行った調査の占める割合が非常に大きい。

平成24年条例改正では、自主調査により汚染が判明した場合に、市への報告が義務となった。これにより、市への汚染の報告全体のうち、自主調査の結果に基づく法の申請と条例の報告を合わせた件数は、

過去4年間ともに8割を占めている。

条例に基づき報告される自主調査については、土壤汚染等調査の具体的な方法などを示した土壤汚染等対策指針（以下「指針」という。）において、指針で定める方法により実施することが望ましいとされている。このため、市になされた報告の中には、指針に定める調査方法以外での調査（以下「指針外調査」という。）が含まれ、これに基づき指定された区域は、自主調査の報告により指定された区域全体の15%を占めている。こうした報告については、調査対象範囲が明確になっておらず、汚染の状況を的確に把握できていない場合があり、汚染区域として過大な範囲を指定している懸念がある。

（イ）汚染土壤を直ちに掘削除去する事案への対応

自主調査では、主に土地の売買、資産評価又は土壤処分のために調査が行われることが多く、とりわけ条例に基づき報告される自主調査については、法に基づき申請される自主調査の場合と比較して、調査対象地面積や基準不適合区域面積が小さい。そのため、汚染土壤が見つかった時点で直ちに掘削除去することが前提で調査されている場合や、土壤の処分費用を検討するために調査を行っている場合などは、市へ調査結果が報告された後、直ちに掘削除去されることが多い。

条例に基づく自主調査の報告を受けて指定された区域のうち、指定が解除された区域の66%は、指定後60日以内に解除されている。

また、解除された区域の31%は区域の指定前に汚染土壤の掘削除去工事を行い、除去が完了していると報告されている。この場合、区域に指定されてからすぐに区域の指定の解除の手続きが行われているが、区域に指定されている間は規制を受けることとなり、現場の開発行為

に少なからず影響を及ぼしていると考えられる。

(ウ) 土地の所有者等の同意

法に基づき指定の申請を行う場合は、旧法のときから土地の所有者等の同意が必要であるのに対し、条例に基づく自主調査の報告は、調査を行った者に報告の義務を課しているため、土地の所有者等の同意に関する定めは設けられていない。市は、条例に基づく自主調査の報告を受けた後、汚染のあった区域に指定する手続きを進めることとなる。この場合、土壤汚染の状態、健康被害のおそれの有無、生活環境被害のおそれの有無などの状況によっては、区域の指定後、土地の所有者等に対し汚染の除去等の措置などといった不利益処分を課すこととなり、社会的又は経済的にも負担を要することとなる。これにより、調査を行った者と土地の所有者等との連携が不十分な場合はトラブルを招く懸念がある。

ウ その他

(ア) 土壤・地下水汚染に係る情報の開示

市では、法及び条例で定める台帳を調製、保管し、求めに応じて閲覧できるようにしているほか、法及び条例に基づく指定区域及び解除区域の一覧表、台帳の電子データについても自主的に市公式ウェブサイトへ掲載することとしている。

また、市は、新たな汚染が判明した場合には、すべて公表し、汚染状況をまとめた一覧などの情報を市公式ウェブサイトに掲載するなどにより公開している。市が現在公開している情報をまとめたものを表4に示す。しかし、こうした情報には重複している部分があったり、平成29年法改正により台帳に記載、添付される情報が増加すること

となつたため、情報を求める市民や事業者にとって、必要な情報が得やすい状況にあるとは言い難い。

表4 市が公開している情報

事 項	根 拠
指定区域・管理区域の台帳の閲覧（執務室内に保管）	法第15条 条例第59条
指定区域・管理区域の解除台帳の閲覧（執務室内に保管）	法改正前：自主的 法改正後：法第15条 条例：自主的
指定区域・管理区域の台帳及び指定区域・管理区域の解除台帳の市ウェブサイトへの掲載	自主的
指定区域・管理区域一覧の市ウェブサイトへの掲載	自主的
市内で新たに判明した土壤及び地下水の汚染の公表	土壤汚染等の報告に係る公表等に関する指針
平成11年5月1日（旧名古屋市土壤汚染対策指導要綱施行日）以降に判明した土壤・地下水汚染の一覧	自主的

（イ）措置を行う際の地下水基準

条例で求めている生活環境被害の防止のための汚染の拡散の防止の措置としては、地下水汚染がない又は地下水汚染の濃度が低い場合は地下水の水質の測定を措置として行い、継続的に汚染の監視を行えばよいとしている。さらに、地下水の汚染の濃度が一定濃度以上になった場合には、汚染が拡散しないよう対策を求めており、その基準として第二地下水基準を設定している。この第二地下水基準は法では定めがなく、平成24年条例改正において市が独自で設定したものである。国においては、特定有害物質の種類によっては、健康リスクを検証し、

水道法の水道水質基準や水質汚濁防止法の排水基準が見直されており、
土壤汚染対策法の地下水基準についても見直しの動きがある。しかし、
市で設定している第二地下水基準について、見直しの方針は定まって
いない。

4 見直しの方向性

(1) 法改正の趣旨を踏まえた条例規制のあり方

ア 土壌汚染に関する調査

条例においても、法と同様に土壌汚染に関する調査において的確に汚染のおそれの由来に応じた調査を行うことができるよう、自然由来、水面埋立て土砂由来又は人為等由来の調査について、それぞれの調査方法の位置付けを明確にすべきである。また、人為等由来の汚染のおそれにおいて、土壌汚染が発生しないよう適切に地下浸透防止措置が取られていた土地については、実態に即したおそれの区分を認めるようにすべきである。また、市は、調査に関する定めを変更するだけではなく、それぞれの汚染のおそれの由来に係る情報の収集、整理、蓄積及び提供によりいっそう努める必要がある。

法と条例はそれぞれ異なる調査契機により、調査が行われているが、条例の調査が行われた後、法の調査契機が生じた場合等に、過去の調査結果として条例の調査結果を活用することで、調査に係る費用が抑えられることから、法と条例の調査方法は同じであることが望ましい。

また、土地の形質の変更を調査契機とする場合、法では調査対象深度を限定できることとなった。これにより、特定施設は廃止したが事業場として継続中などの理由で調査が一時免除中の場合の土地又は特定施設が使用されている操業中の事業場の土地において、土地の形質の変更を契機とした調査を行う場合は深度限定が認められることとなった。しかし、最終的に特定施設が廃止され、事業場として廃業、建築物の解体などを契機に調査を行う場合は深度限定が認められない。つまり、法においては、土壌汚染のおそれがある特定施設を使用

している又は使用していた事業場については、次の調査契機が見込まれる場合に調査深度の限定が認められていると考えられる。

条例における土地の形質の変更を調査契機としている場合は、特定有害物質を現に取り扱っている工場・事業場又は過去に取り扱っていた工場・事業場（以下「特定有害物質等取扱工場等」という。）の敷地を対象としている。したがって、法と同様に一律に深度限定を認めた場合、例えば過去に取り扱っていた工場・事業場の廃業、解体時が調査契機となったときに掘削深度よりも深い部分で汚染のおそれが判っている中で調査をしないということも選択できるようになる。その場合、汚染のおそれに関する情報が正しく受け継がれないと、今後調査が実施されず、汚染を見逃してしまうことが懸念される。そのため、条例では、特定有害物質等取扱工場等で土地の形質の変更を行うときの調査については、調査深度の限定は現に取り扱っている工場・事業場に限り可能にするなど、それぞれの調査契機を捉えて土壤汚染に関する調査が適切に実施されるよう、配慮が必要である。

イ 区域指定

法の要措置区域における措置を適切に実施させるための汚染除去等計画書の作成、提出義務及び措置完了時の報告義務について、条例の措置が必要な区域においては、これまで市の指導で、措置実施者から自主的に計画書及び完了報告書が提出されている。そのため、条例では、当面は、届出の義務規定、未届出の場合の命令規定及び命令に従わない場合の罰則規定を設ける必要はないと考える。しかし、現行は計画書及び完了報告書の作成及び提出のしくみについての位置付けが明確でないため、今後は、例えば指針においてその根拠を明文化した

上で、指導を継続すべきである。

また、法の要措置区域では、土壤溶出量基準が不適合の場合に行うべき措置の内容が一部緩和され、評価地点において地下水基準に適合するように要措置区域における目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定して地下水の水質の測定を行うことができるようになった。条例の措置管理区域で地下水汚染が生じている場合には、法と同様に汚染の除去等の措置として目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定して地下水の水質の測定を行うようにすべきである。しかし、条例の拡散防止管理区域では、生活環境被害を防止するために、汚染の拡散を防止するという考え方であり、具体的には、区域外に地下水汚染が拡散しないことを目的としている。これは、区域内で土壤溶出量基準及び地下水基準を超過しないことにはかならないことから、条例の拡散防止管理区域においては基準以外の目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を設定して地下水の水質の測定を行うことは、適当ではないと考えられる。

法の臨海部特例区域相当の新たな区域を条例に設けることについては、市域にある臨海部の工業専用地域の中には、条例で定める形質変更時届出管理区域が平成30年度末の時点で4件あるものの、これまでの区域内の形質変更時の届出数の実績から判断すると、新たに加わる手続きを考慮しても、この特例区域を申請する利点があるとは言えないと考えられる。実際に、この特例を活用したいときには法に基づく指定の申請の制度を活用することで対応可能と考えられることから、当面は、条例での特例区域の設定は必要ないと考えられる。

ウ 指定台帳及び解除台帳

市が自主的に行っている、条例で指定をした区域における解除台帳の調製及び保管については、条例に規定し、その位置付けを明確にしておくべきである。また、条例による指定台帳及び解除台帳に記載する内容については、法が求める内容に準じて、記載事項を整理することが適当である。

エ 汚染土壤の搬出

汚染土壤の区域外への搬出について、法では、一定の要件を満たせば汚染土壤処理施設以外の他の区域への搬出を認めることとなったが、こうした制度は、汚染土壤の掘削除去による処理施設への搬出が抑制されると考えられる。そのため、条例においても、法と同様に一定の要件を満たした場合の他の区域の間での有効活用を認めるべきである。この場合、汚染土壤の移動の履歴に関しては台帳に記載するなど適切に管理される必要がある。

(2) 自主調査への対応

ア 指針外調査の取扱い

これまで条例に基づく自主調査の報告により指定された区域の中には15%の指針外調査によるものが含まれており、そのうち、仮置き土の土壤調査を行い汚染が判明して掘削元の土地が区域指定された事例が、条例に基づく自主調査の報告により指定された区域全体の4%あった。仮置き土の調査を含めた指針外調査によって汚染が判明した場合の区域指定の手続きは、調査結果が限定的なため、安全側に立つて広範囲に指定することとなり土地の所有者等に対し過剰な規制となっている懸念があった。よって、その取扱いについて検討を行った

が、市が土壤汚染に関する情報を幅広く収集し公表していくことは、健康被害及び生活環境被害の防止につながることから、引き続き、指針外調査も報告を受け、措置管理区域、拡散防止管理区域又は形質変更時届出管理区域に指定をすることが望ましいと考える。

ただし、判明した汚染に対して的確な対応がなされるよう、調査対象地面積を届出において明確にしておく必要がある。また、健康被害のおそれ又は生活環境被害のおそれがある場合は、区域に指定後、措置を指示することからも対策を求める範囲が絞り込まれていることが望ましいため、市が詳細調査を求めることができるようすべきである。ただし、追加の調査が必要になることによる、土地の所有者等への負担については、十分に配慮する必要がある。

イ 汚染土壤を直ちに掘削除去する事案への対応

土壤汚染の判明後、速やかに汚染土壤の除去がなされる場合について、市は、汚染土壤の除去に関しあらかじめ計画書を作成、提出させ、審査した上で汚染土壤の除去工事の着手を認め、工事完了後に報告を提出させ、汚染土壤の除去が適切に行われたかを確認している。現状では、自主調査で汚染が判明した場合の報告により区域が指定され、解除した件数のうち、31%は汚染土壤の除去工事が完了してから区域指定及び区域指定解除の手続きが行われている。そのため、事業者への負担及び手続きの合理化の観点から、汚染の判明後に一定期間以内に汚染除去の計画が提出され、かつ、一定期間以内に除去が完了し報告を受けるときは、これまでの区域指定制度によらない新たな台帳の調製、保管による制度を設けて、汚染土壤についての情報管理ができることとしても差し支えないものと考える。この場合、汚染土壤の

除去に係る計画書及び完了報告書の手続きについて、現行では根拠が明文化されていないため、その位置付けを明確にするべきである。

ウ 土地の所有者等の同意

法では、自主調査の結果による指定の申請ができる者は土地の所有者等とされているが、条例では、自主調査の報告義務は、調査を行った者に課されている。条例に基づく自主調査の報告は、汚染による周囲への健康被害のおそれ及び生活環境被害のおそれを考慮すると、土地の所有者等の同意に関わらず優先して受け付けるべきである。ただし、市は、報告を受けた場合に新たな汚染の判明であれば速やかに公表し、汚染があった土地として区域指定の手続きを進めることから、自主調査を行う者は、事前に土地の所有者等と調査に関して十分な意思疎通を図ることが望ましい。そのため、市は、自主調査を行う者から事前に相談を受けた場合は、基準を超えた物質が判明し、健康被害及び生活環境被害のおそれの有無によっては、土地の所有者等に不利益処分を指示することになる等といった制度の周知によりいっそう努めるべきである。

(3) その他

ア 土壌・地下水汚染に係る情報の開示

土壌・地下水汚染に係る情報について、市は、引き続き市公式ウェブサイトなどを活用し、積極的な情報の開示に努めるべきである。市民や事業者が求める情報を的確に捉えて、情報開示の手段を考慮しつつ、広く情報を開示すべきである。この場合、公開に関する市の考え方をあらかじめ基本方針（ポリシー）として明らかにしておくことが望ましい。

イ 措置を行う際の地下水基準

条例の拡散防止管理区域において指示する汚染の拡散の防止等の措置について、講すべき措置の判断基準としての第二地下水基準については、国における健康リスク評価に応じて見直していくべきであり、第二地下水基準は、水質汚濁防止法の排水基準相当とすることが望ましい。また、排水基準が設定されていない特定有害物質は、地下水基準の10倍を目安とすることが適当である。水質に係る基準については、一般的に水道水質基準、地下水の水質汚濁に係る環境基準、排水基準及び地下浸透基準、土壤汚染対策法の地下水基準の順に見直される傾向にあることから、見直しの時期については、土壤汚染対策法の地下水基準が改定される時期を目途にするのが望ましい。

見直しの方向性のまとめ

1 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方

事項	課題	見直しの方向性	法との整合	
(1) 土壌汚染に関する調査	汚染のおそれの由来に応じた調査	・条例では、自然由来又は水面埋立て土砂由来の調査は特例調査となつておらず、過去に行われた調査も非常に少ないとから、旧法で定める特例扱いのままとなっている。 (P. 11)	・法の考え方と同様に、的確に汚染のおそれの由来に応じた調査ができるよう各調査方法の位置づけを明確にすべきである。 (P. 19)	○
	汚染のおそれの区分の分類	・地下浸透防止措置が適切に行われている土地について、汚染のおそれの区分の考え方方が変更されたが、条例の調査では旧法で定める考え方のままである。 (P. 11)	・実態に即した汚染のおそれの区分を認めるようにすべきである。 (P. 19)	○
	調査対象深度の限定	・土地の形質の変更が契機の調査について、法では調査対象深度の限定ができるようになったが、条例では、より小規模の土地の形質の変更が調査の契機であるにも関わらず、調査対象深度の限定ができない。 (P. 11～12)	・汚染を見逃してしまう懸念があるため、調査対象深度の限定は、後に調査契機が見込まれる場合など、特定の場合のみにすべきである。 (P. 19～20)	△
(2) 区域指定	汚染除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等	・条例では、措置が必要な区域において市の指導によって自主的に汚染拡散防止計画書を作成し、提出されているが、手続きが明確化されていない。 (P. 12)	・これまででも自主的に計画書の提出などがなされていたことから、条例で届出の義務規定等を設ける必要はないが、指導の根拠を定めるべきである。 (P. 20～21)	△
	措置実施時における目標土壤溶出量等の設定	・法の要措置区域における措置の内容が一部緩和されたため、条例の措置管理区域及び拡散防止管理区域における措置の内容と差が生じている。 (P. 12～13)	・健康被害の防止を目的とした措置管理区域については、法の要措置区域と同様に目標濃度を設定できるようにすべきである。生活環境被害の防止を目的とした拡散防止管理区域においては、目標濃度の考え方は適当でない。 (P. 21)	△
	臨海部特例区域の取扱い	・市域の臨海部に工業専用地域等があり、臨海部特例区域の活用ができるエリアがあるが、条例においては特例的な取り扱いはできない。 (P. 13)	・新たに加わる手続きを考慮しても特例区域を申請する利点があるとは言えないと考えられる。また、法の指定の申請制度を活用することで、同様の取扱は可能となるため、条例での区域の設定は必要ないと考えられる。 (P. 21)	一
(3) 指定台帳及び解除台帳	・法の指定台帳への記載事項が増加したため、条例の指定台帳の記載事項も見直す必要がある。また、法で規定された解除台帳も、条例では規定がなく、自主的に調製・保管している。 (P. 13～14)	・台帳の記載事項は法に準じて整理し、また、解除台帳は条例において位置づけを明確にしておくべきである。 (P. 22)	○	
(4) 汚染土壤の搬出	・法では、これまでの汚染土壤処理施設での処理に加え、汚染土壤を他の指定区域へ搬出し有効活用できるようになったが、条例では、区域外への搬出の場合は必ず汚染土壤処理業者へ委託しなければならない。 (P. 14)	・汚染土壤の処理施設への搬出が抑制されると考えられることから、区域の間での有効活用を認めるべきである。 (P. 22)	○	

○：法と同様
△：一部同様
一：法と異なる

2 自主調査への対応

事項	課題	見直しの方向性
(1) 定められた方法以外で行われた自主調査 (指針外調査) の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・自主調査は指針に定める方法で行うことが望ましいとされており、定められた調査方法以外での調査結果報告を受けて、区域指定を行っている場合がある。その場合、汚染の状況を的確に把握できていない場合があり、汚染区域として過大な範囲を指定している懸念がある。 <p>(P. 14~15)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き汚染の報告を幅広く受け付け、区域の指定をすることが望ましい。調査対象範囲を明確化するとともに、健康被害及び生活環境被害のおそれがあると見込まれる場合に汚染に対する的確な対応がなされるよう、詳細調査を求めることができるようすべきである。ただし、詳細調査は過剰な負担とならないよう配慮する必要がある。 <p>(P. 22~23)</p>
(2) 汚染土壤を直ちに掘削除去する事案への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・区域の指定を行う前に汚染土壤の除去等が完了している事例でも、報告があれば全てを区域指定する制度となっている。そのため、指定の際に汚染土壤の除去の完了が確認されていても、区域は指定され、すぐに解除の手続きが行われているが、指定されている間は規制を受けるため、現場の開発行為に少なからず影響を及ぼしていると考えられる。 <p>(P. 15~16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者への負担及び手続きの合理化の観点から、これまでの区域指定制度によらない新たな台帳の調製、保管制度を設けて情報管理をすることとしてもよいが、各手続きについて、根拠を定めておくべきである。 <p>(P. 23~24)</p>
(3) 土地の所有者等の同意	<ul style="list-style-type: none"> ・自主調査で汚染が判明した時の報告の義務は調査を行った者に課しており、土地所有者等の同意を必要としていないため、調査実施者と土地所有者等との連携が不十分な場合、トラブルを招く懸念がある。 <p>(P. 16)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染による周囲への影響を考慮すると、汚染の報告が優先されるべきである。ただし、調査実施者と土地所有者等は十分な意思疎通を図ることが望ましいため、市は、制度の周知にいっそう努めるべきである。 <p>(P. 24)</p>

3 その他

事項	課題	見直しの方向性
(1) 土壌・地下水汚染に係る情報の開示	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、新たに汚染が判明した場合にはすべて公表し、汚染状況をまとめた一覧などの情報を公開しているが、情報量が増加しているため、重複部分があるなど、情報を求める者にとって、必要な情報が得やすい状況にあるとは言い難い。 <p>(P. 16~17)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌・地下水汚染に係る情報は、引き続き積極的な開示に努めるべきである。情報を求める者のニーズに合わせて情報開示の手段を考慮しつつ、広く情報を開示すべきである。開示に当たって市の考え方を明らかにしておくことが望ましい。 <p>(P. 24)</p>
(2) 措置を行う際の地下水基準	<ul style="list-style-type: none"> ・条例では、生活環境被害の防止のための汚染の拡散の防止等の措置の内容を決める基準として、法には定めのない第二地下水基準を独自に設定している。各種法令の基準と比較して、第二地下水基準の見直しの方針は定まっていない。 <p>(P. 17~18)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第二地下水基準は、水質汚濁防止法の排水基準相当が望ましい。排水基準の設定がない特定有害物質については、地下水基準の 10 倍を目安に見直すことが適当である。 ・見直しの時期は、土壤汚染対策法の地下水基準が改定される時期を目途にするのが望ましい。 <p>(P. 25)</p>

参考資料1

土壤及び地下水汚染規制部会委員名簿

	氏名	役職等
環境審議会委員	加藤 博子	愛知県弁護士会
	佐藤 綱洋	名古屋商工会議所 企画振興部長
	杉井 俊夫 (部会長)	中部大学工学部都市建設工学科 教授
専門委員	伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科 講師
	祖山 薫	一般社団法人中部経済連合会 防災・環境部長
	大東 憲二	大同大学情報学部 教授
	深田 園子	一般社団法人土壤環境センター テクニカルアドバイザー

(敬称略、五十音順)

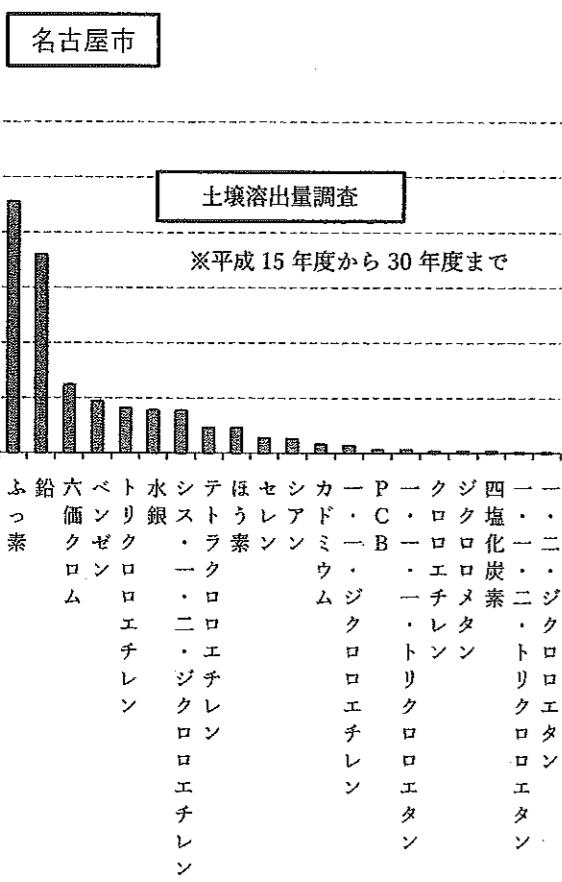
審議経過及び今後の予定

日程	審議内容
第1回 令和元年6月7日（金）	<ul style="list-style-type: none"> ・部会の進め方について ・主な審議事項と論点について ・見直しの考え方について 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方
第2回 7月25日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回部会での主な審議内容について ・見直しの考え方について 法改正の趣旨を踏まえた条例による規制のあり方
第3回 9月11日（水）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回部会での主な審議内容について ・見直しの考え方について 条例による区域指定制度のあり方
第4回 11月28日（木）	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回部会での主な審議内容について ・中間とりまとめ（案）について
令和2年1月～2月頃 (予定)	中間とりまとめの公表及び市民意見の募集 (パブリックコメント)
第5回 令和2年4月頃 (予定)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間とりまとめに対する市民意見及びその見解について ・部会報告（案）について

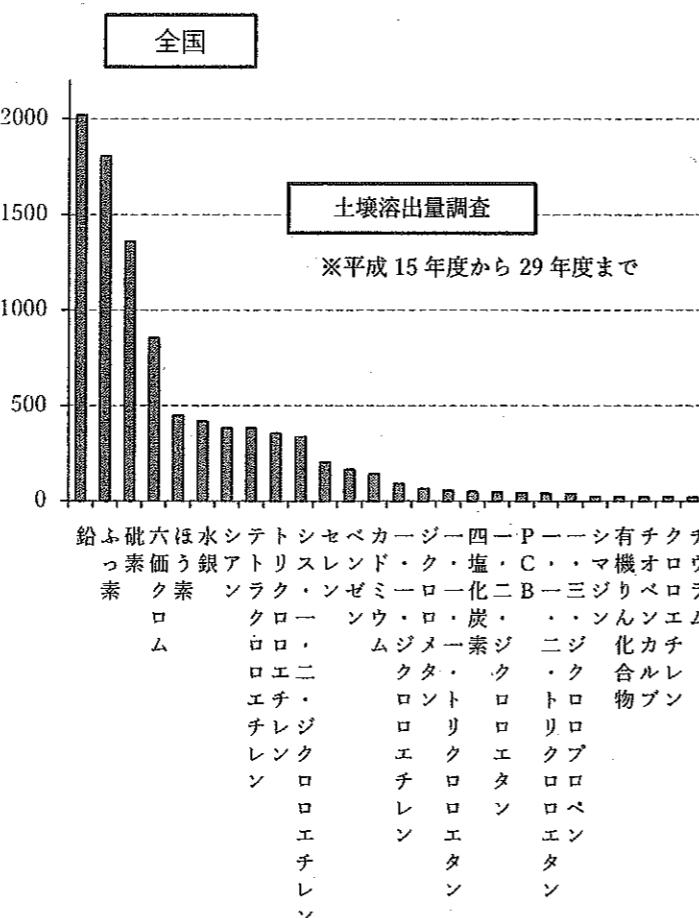
參考資料 3

土壤及び地下水の汚染に係る施行状況

【調査別有害物質別の汚染判明件数】

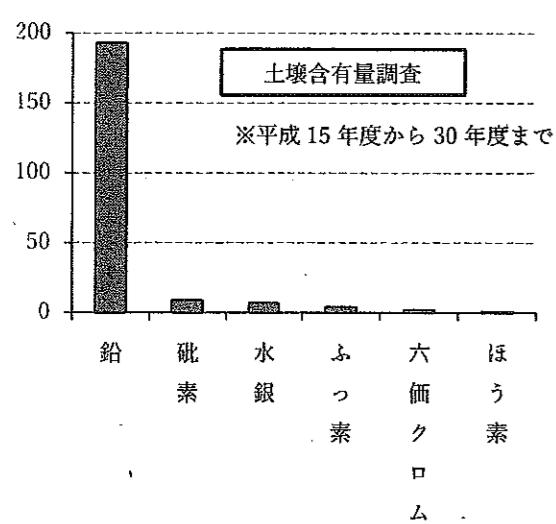


【調査別有害物質別の要措置区域等指定件数】



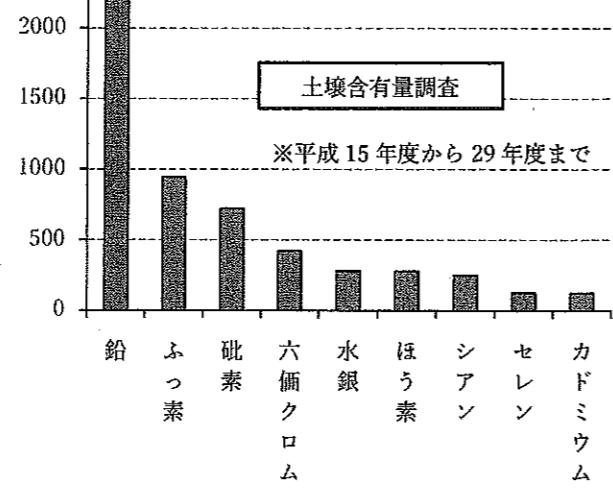
【調査別有害物質別の汚染判明件数】

名古屋市



【調査別有害物質別の要措置区域等指定件数】

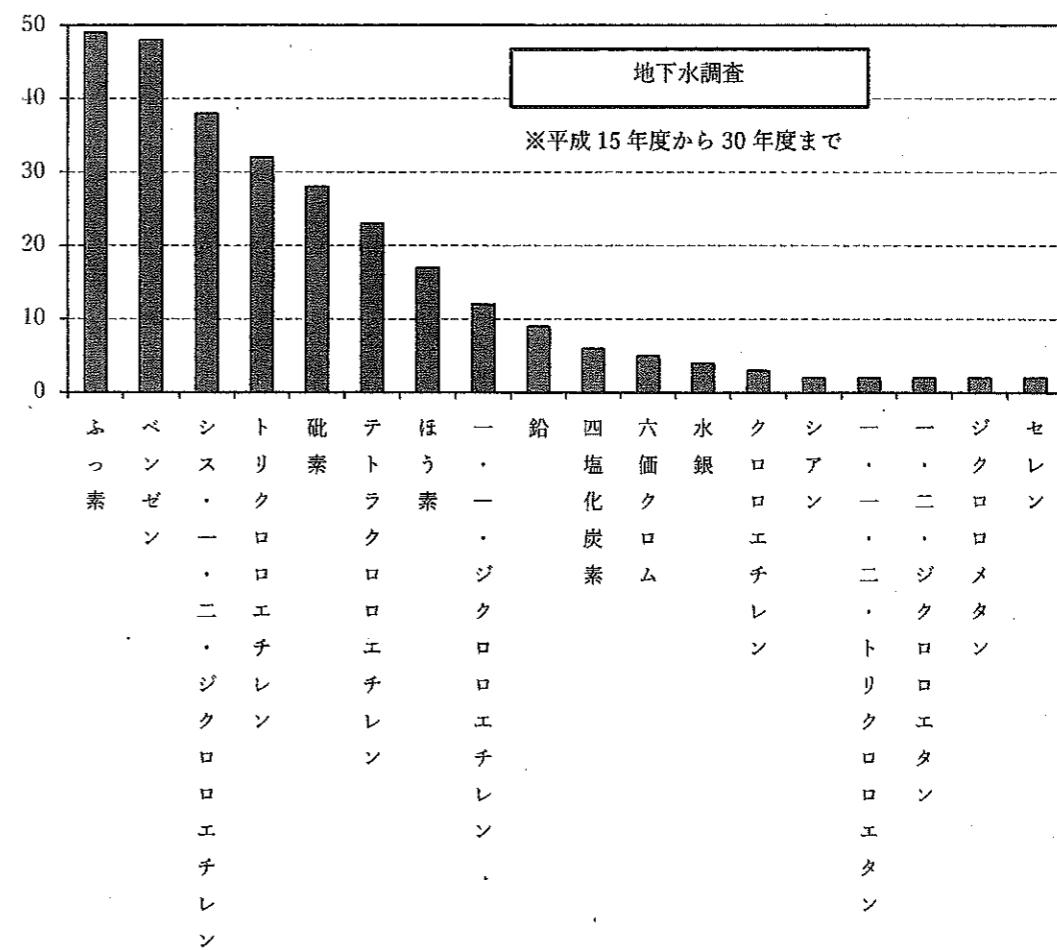
全国



※「化合物」「及びその化合物」は省略している。

【調査別有害物質別の汚染判明件数】

名古屋市

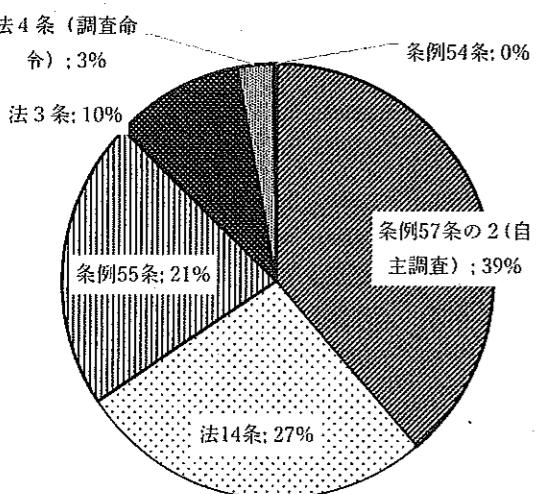


【調査契機ごとの年度別調査件数】

調査契機	H25	H26	H27	H28	H29	H30	合計
法3条(調査義務)	7	7	5	5	6	6	36
基準超	3	5	3	2	2	3	18
法4条(形質変更届出)	89	76	60	62	83	78	448
(調査命令)	0	1	5	3	1	0	10
基準超	0	0	2	1	0	0	3
法5条(調査命令)	0	0	0	0	0	0	0
法14条(自主申請)	21	20	14	16	14	14	99
条例54条(調査命令) (旧54条)	1	0	0	0	0	0	1
基準超	1	0	0	0	0	0	1
条例55条(調査義務)	16	13	14	5	9	22	79
基準超	10	6	4	3	3	2	28
条例57条の2(自主調査)	27	14	30	23	26	22	142

※網掛けは、試料採取後の調査結果の報告を伴うもの

【土壤調査の根拠件数(累計)】



※数値は、平成25年度から30年度まで

【調査契機ごとの種類別汚染判明物質の件数】

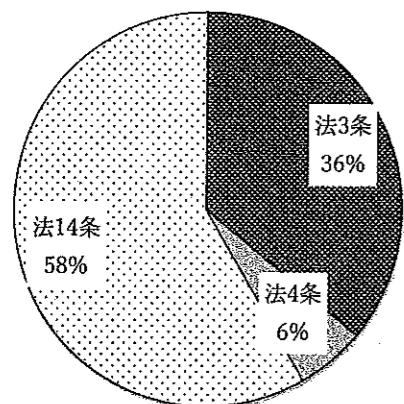
調査契機	特定有害物質種類		第一種		第二種		第三種	
	溶出量	地下水	溶出量	含有量	地下水	溶出量		
法3条	6	5	17	4	2	0		
法4条	0	0	2	1	0	0		
法14条	4	3	42	18	6	0		
旧54条	0	0	1	1	1	0		
条例55条	5	4	16	3	0	0		
条例57条の2	6	12	108	41	13	1		
自主報告	1	1	4	1	1	0		

※数値は、平成25年度から30年度まで。

※公表ベースの集計。第一種と第二種の汚染が同時に報告される場合もある。

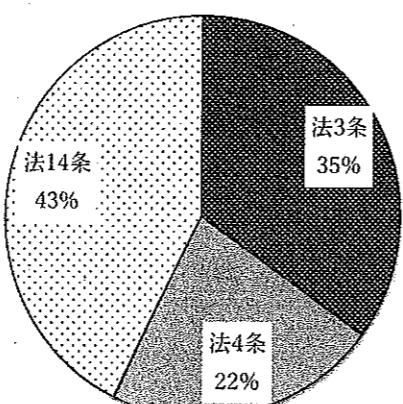
【土壤汚染対策法に基づく調査結果報告における調査契機の割合の比較】

名古屋市



※平成22年度から30年度まで

全国



※平成22年度から29年度まで

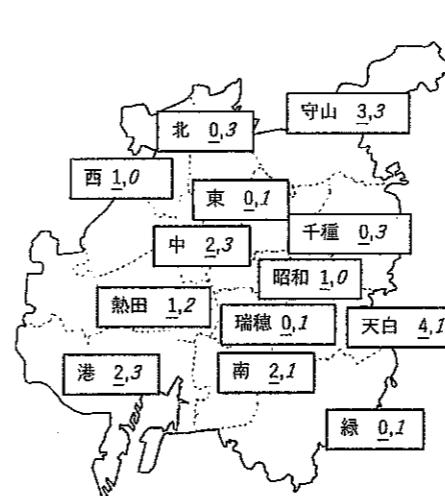
【法及び条例に基づく区域の指定状況】

区域種別		指定中件数	解除件数	合計
法	要措置区域	4	12	16
	形質変更時要届出区域 (※拡散防止措置あり)	11	6	17
	形質変更時要届出区域 (※拡散防止措置なし)	59	45	104
条例	措置管理区域	7	15	22
	拡散防止管理区域	6	5	11
	形質変更時届出管理区域	49	66	115

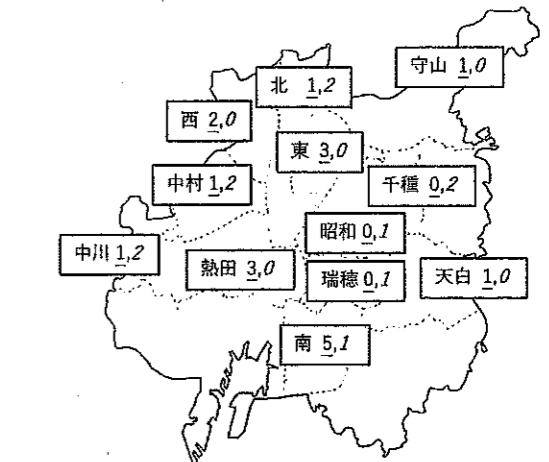
※平成31年3月末現在

【行政区ごとの区域指定の状況（累計）】

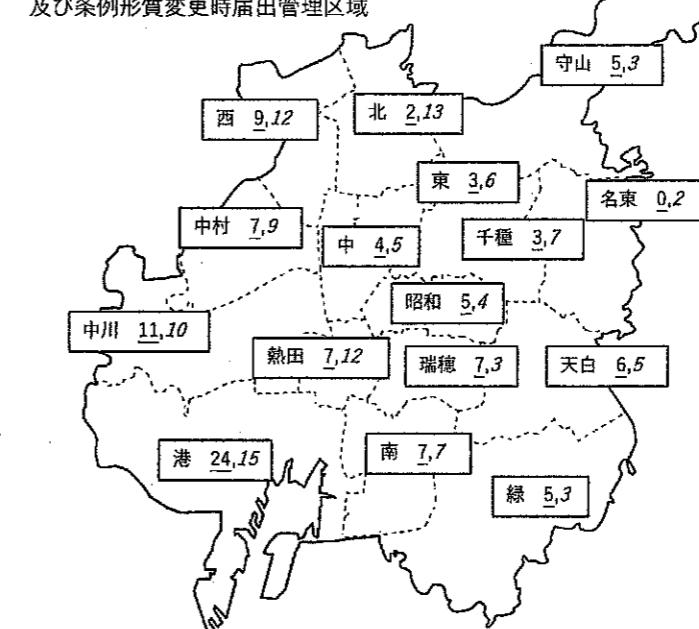
法要措置区域及び条例措置管理区域



法形質変更時要届出区域（拡散防止措置あり）
及び条例形質変更時届出管理区域



法形質変更時要届出区域（拡散防止措置なし）
及び条例形質変更時届出管理区域



【凡例】
区名 法指定区域、条例指定区域

※既に解除された区域も含む。
また、複数区にまたがるものは、各區にそれぞれ計上している。

調査契機ごとの指定日数別の解除区域件数

調査 契機	指定 件数	解除 件数	指定日数						解除のうち、 60日以内の 解除率
			30日 未満	30～ 60日	61～ 180日	181～ 365日	366～ 730日	731日 以上	
3条	22	12	1	1	3	3	2	2	17%
法 4条	2	1	0	0	0	1	0	0	0%
14条	81	32	2	2	13	6	6	3	13%
旧54条	2	2	0	0	0	0	1	1	0%
条例 55条	29	20	3	2	8	7	0	0	25%
57条の2	117	64	25	17	9	7	4	2	66%
計	253	131	31	23	34	25	11	7	

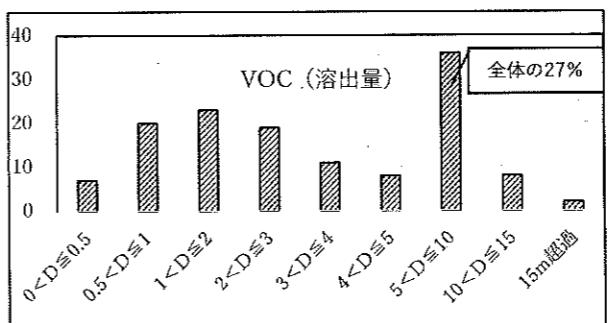
※平成25～30年度実績。法については平成25年度以降に区域指定された事案に限る。

指針外調査によって指定した管理区域一覧 17件

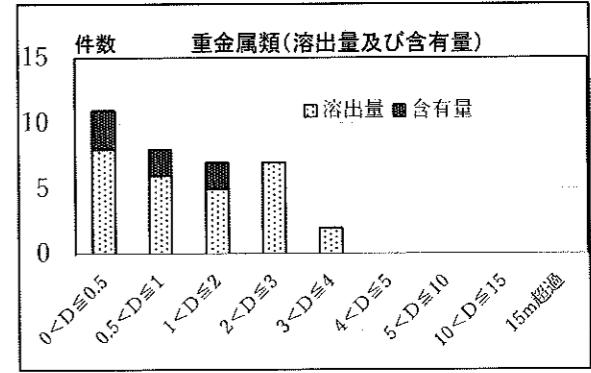
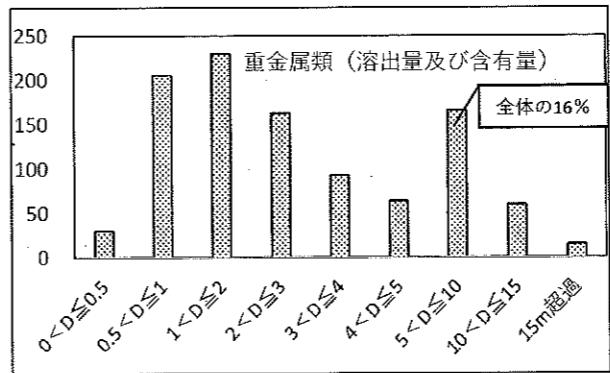
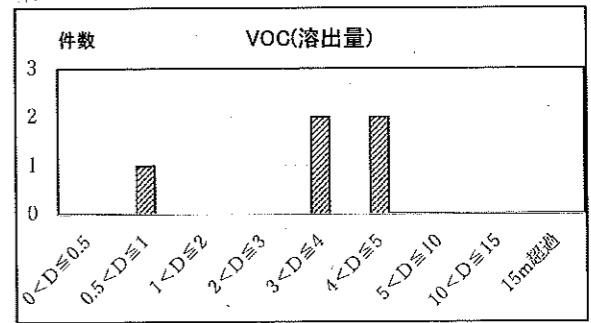
番号	所在地	管理区域	指定日	解除日	指定面積	調査目的	対象試料	汚染物質の種類
管7	港	形質変更	2013/07/30		82m ²	土壤処分	仮置き土	溶出量:鉛、砒素
管11	港	形質変更	2013/11/06		38m ²	土壤処分	仮置き土	溶出量:砒素
管20	港	形質変更	2014/03/31		720m ²	土壤処分		溶出量:鉛、砒素
管56	南	形質変更	2015/07/24		220m ²	土壤処分		溶出量:鉛、ふつ素
管60	港	形質変更	2015/09/30		27,189m ²	土壤処分	仮置き土	溶出量:砒素
管71	緑	措置管理	2016/02/24		475m ²	土壤処分	仮置き土	溶出量:ふつ素
管84	熱田	措置管理	2016/07/27	2017/04/18	14m ²	土壤処分		溶出量:砒素
管94	東	形質変更	2016/11/22		682m ²	土壤処分		溶出量:砒素、ふつ素
管98	北	形質変更	2017/01/10		189m ²	土壤処分		溶出量:砒素、ふつ素
管100	中村	形質変更	2017/03/24		362m ²	土壤処分		溶出量:砒素
管106	西	形質変更	2017/06/19		1,255m ²	土壤処分		溶出量:ふつ素
管113	北	形質変更	2017/09/22		156m ²	土壤処分		溶出量:鉛
管135	港	形質変更	2018/07/25		48m ²	土壤処分		溶出量:砒素、ふつ素
管139	守山	形質変更	2018/10/05		180m ²	土壤処分	仮置き土	溶出量:砒素
管144	北	措置管理	2019/01/16		271m ²	その他		含有量:鉛、砒素
管145	北	拡散防止	2019/01/16		271m ²	その他		溶出量:鉛(第二超)
管146	北	形質変更	2019/01/16		271m ²	その他		溶出量:カドミウム、セレン、ふつ素

※数値は、平成31年3月31日現在

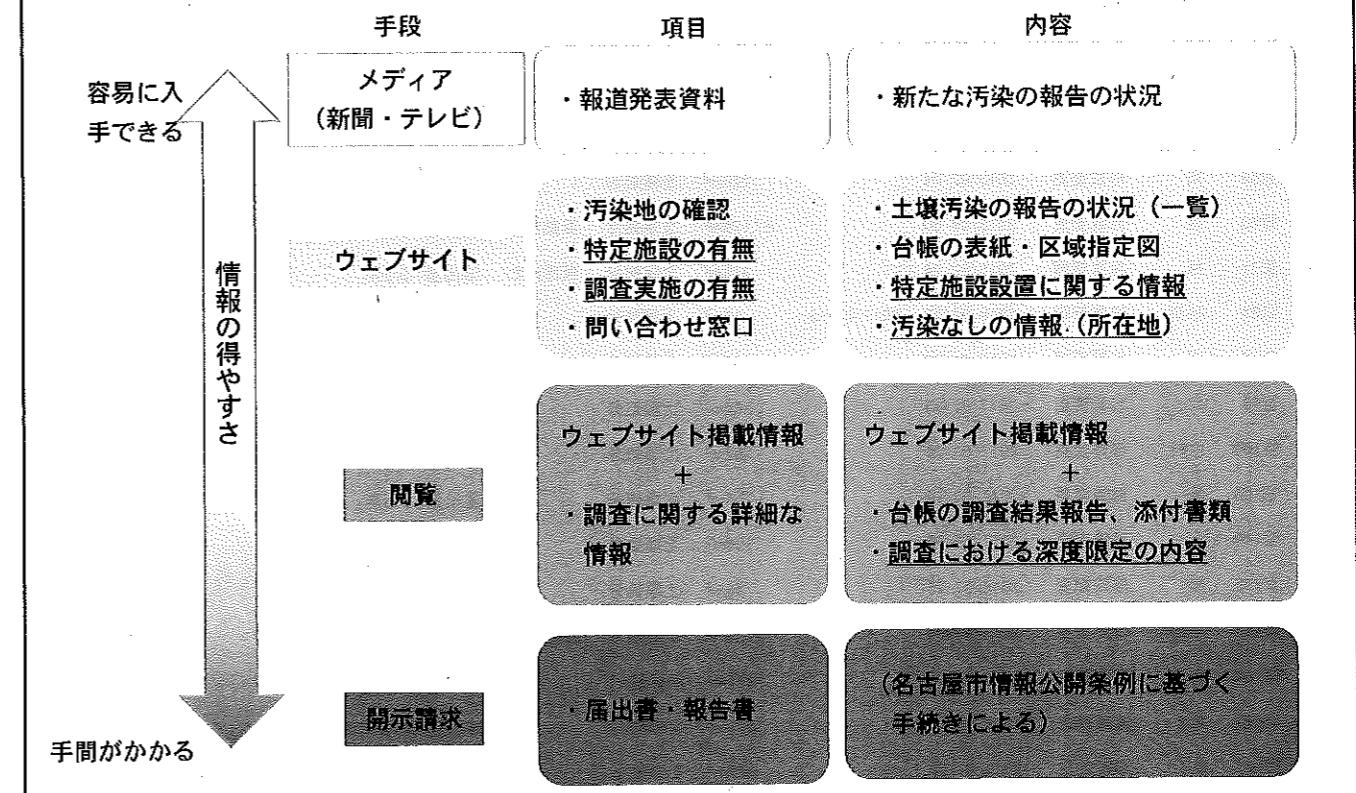
【法指定区域における土壤汚染の到達深度】



【条例第55条に基づく管理区域における土壤汚染の到達深度】



【情報公開に関する基本方針（案）】



※下線部は、今後公開を検討していく情報

【基準一覧】

分類	特定有害物質の種類	土壤溶出量基準 (mg/L)	土壤含有量基準 (mg/kg)	地下水基準 (mg/L)	第二溶出量基準 (mg/L)	第二地下水基準 (mg/L)
第一種特定有害物質	クロロエチレン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下	0.02 以下
	四塩化炭素	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下	0.02 以下
	1, 2-ジクロロエタン	0.004 以下	—	0.004 以下	0.04 以下	0.04 以下
	1, 1-ジクロロエチレン	0.1 以下	—	0.1 以下	1 以下	1 以下
	1, 2-ジクロロエチレン	0.04 以下	—	0.04 以下	0.4 以下	0.4 以下
	1, 3-ジクロロプロベン	0.002 以下	—	0.002 以下	0.02 以下	0.02 以下
	ジクロロメタン	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下	0.2 以下
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下	0.1 以下
	1, 1, 1-トリクロロエタン	1 以下	—	1 以下	3 以下	3 以下
	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下	0.06 以下
	トリクロロエチレン	0.03 以下	—	0.03 以下	0.3 以下	0.3 以下
	ベンゼン	0.01 以下	—	0.01 以下	0.1 以下	0.1 以下
第二種特定有害物質	カドミウム及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	0.1 以下
	六価クロム化合物	0.05 以下	250 以下	0.05 以下	1.5 以下	0.5 以下
	シアノ化合物	検出されないこと (遊離シアノとして)	50 以下	検出されないこと	1.0 以下	1 以下
	水銀及びその化合物	水銀が0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	15 以下	水銀が0.0005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	水銀が0.005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと	水銀が0.005 以下、 かつ、アルキル水銀 が検出されないこと
	セレン及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	0.1 以下
	鉛及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	0.1 以下
	砒素及びその化合物	0.01 以下	150 以下	0.01 以下	0.3 以下	0.1 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8 以下	4,000 以下	0.8 以下	24 以下	8 以下
第三種特定有害物質	ほう素及びその化合物	1 以下	4,000 以下	1 以下	30 以下	10 以下
	シマジン	0.003 以下	—	0.003 以下	0.03 以下	0.03 以下
	チオベンカルブ	0.02 以下	—	0.02 以下	0.2 以下	0.2 以下
	チウラム	0.006 以下	—	0.006 以下	0.06 以下	0.06 以下
	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—	検出されないこと	0.003 以下	0.003 以下
有機りん化合物	検出されないこと	—	検出されないこと	1 以下	1 以下	1 以下

用語説明（括弧内は初出ページ）

【埋立地管理区域】(P. 6)

形質変更時要届出区域であって公有水面埋立法による埋立て又は干拓の事業により造成された土地であり、1. 又は2. の要件に該当すると認められるもの

1. 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域内にある土地
2. 1. に掲げる土地以外の土地であって当該土地又はその周辺の土地にある地下水の利用状況その他の状況が工業専用地域内にある土地と同等以上に将来にわたり地下水の利用状況等に係る要件に該当しないと認められるもの。

【埋立地特例区域】(P. 6)

形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が土地の造成に係る水面埋立てに用いられた土砂に由来する土地であって、1. 及び2. の要件に該当すると認められるもの。

1. 昭和52年3月15日以降に公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成された土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く）又は昭和52年3月15日より前に公有水面埋立法による公有水面の埋立て若しくは干拓の事業により造成が開始された土地（当該土地の土壤の第一種特定有害物質、第三種特定有害物質及びシアン化合物による汚染状態が土壤溶出量基準及び土壤含有量基準に適合する土地（廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）に限る。）であって、当該土地の汚染状態が第二溶出量基準に適合するもの。
2. 当該土地の汚染状態が人為等に由来するおそれがない土地、当該汚染状態が人為等に由来するおそれがある土地であって、土壤汚染が存在するおそれないと認められる土地の区分に分類した土地、又は土壤汚染状況調査を行った結果、汚染状態が人為等に由来する土地でないと認められる土地。

【汚染除去等計画書】(P. 12)

法の要措置区域に指定された場合に、実施する措置について、施行方法や期間などを示して作成し、都道府県知事等に提出するもの。

【汚染土壤処理業】(P. 6)

都道府県知事等から許可を受けて汚染土壤の処理を行う事業のこと。許可を受けるには、施設と申請者の能力が基準を満たしていることが必要であり、また、汚染土壤処理業者は、汚染土壤の処理に当たって処理の基準を遵守する義務がある。

【環境基準】(P. 25)

人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、環境基本法第16条第1項により定められた基準。

【管理票】(P. 6)

汚染土壌がきちんと運搬され処理されたかどうかを管理するため、土壤汚染対策法では、汚染土壌を搬出、運搬、処理する際に、管理票を使用することを定めている。管理票は、運搬するときや処理するときなどに、期限内に関係者に交付し、又は回付する義務などがある。

【健康リスク】(P. 4)

化学物質が人の健康に悪い影響を及ぼすおそれのことをいう。土壤汚染による健康リスクについては、土壤の汚染物質の有害性の程度と、汚染物質をどれだけ体内に取り込んだか(摂取量)という2つの要素から決まるものと考えられており、概念的には次のように表される。

$$\text{土壤汚染による健康リスク} = \text{土壤中の汚染物質の有害性} \times \text{土壤中の汚染物質の摂取量}$$

【自主調査】(P. 1)

土壤汚染対策法、環境保全条例又は土壤汚染対策指導要綱で調査義務や調査命令が課されていないにも関わらず、土地所有者等が自らの判断で実施する調査のこと。

【自然由来特例区域】(P. 6)

形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの(当該土地の土壤の第二種特定有害物質(シアン化合物を除く。)による汚染状態が土壤溶出量基準又は土壤含有量基準に適合せず、かつ、第二溶出量基準に適合するものに限る。)である区域。

【水道水質基準】(P. 18)

水道法に定める基準であり、人の飲用に適する水を供給する施設である水道における水質に関する基準。

【生活環境影響調査】(P. 6)

施設を設置する計画段階で、その施設が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査し、その結果に基づき、地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討した上で施設の計画を作り上げていこうとするもの。

【生活環境被害のおそれ】(P. 6)

土壤汚染による健康リスクはないが、土壤汚染が原因で地下水が汚染されたり、汚染された地下水が拡散して周辺の地下水を利用している生活環境に影響を及ぼすおそれのこと。生活環境リスクとも言う。

【帶水層】(P. 4)

地下水が蓄えられている層であり、砂や礫で構成されているため、地下水が比較的流れやすい層。

【地下浸透基準】(P. 25)

水質汚濁防止法に定める基準であり、特定施設を設置する工場又は事業場から地下に浸透させる水において、有害物質が検出される水を地下に浸透させてはならないと定められている。この値は、およそ環境基準の10分の1以下に設定されている。

【地下浸透防止措置】(P. 11)

水質汚濁防止法において平成24年6月から加わった考え方であり、有害物質使用特定施設の設置場所の床面及び周囲において、有害物質の地下への浸透の経路を防ぐため及び施設の周囲から外への流出を防ぐための措置のこと。

【特定有害物質】(P. 2)

土壤汚染を構成する物質のうち、人の健康被害を生ずるおそれがあるものとして、土壤汚染対策法施行令で定められた鉛、砒素、トリクロロエチレン等の26物質で、土壤汚染対策法施行規則において「第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）」「第二種特定有害物質（重金属等）」「第三種特定有害物質（農薬等）」の3種類に分類されている。

【 特定有害物質等 】(P. 3)

特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をいう。

【 特定有害物質等 取扱工場等 】(P. 5)

特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた工場又は事業場のことをいう。

【 土壌汚染・地下水汚染 】(P. 1)

土壌汚染対策法で規定する特定有害物質により土壌・地下水が汚染された状態をいい、土壤溶出量基準、土壤含有量基準又は地下水基準に適合しないものをいう。

【 土壌含有量基準 】(P. 30)

有害物質を含む土壌を直接摂取するのを防止する観点から、土壌に含まれる第二種特定有害物質（重金属等）の量を種類ごとに定めた基準。

【 土壌溶出量基準 】(P. 12)

土壌中の有害物質が地下水に溶出し、当該地下水を飲用することにより、土壌に含まれる有害物質を体内に取り込むのを防止する観点から、土壌に10倍量の水を加えて十分に振り混ぜた場合に溶出してくる特定有害物質の量を種類ごとに定めた基準。

【 土地の形質の変更 】(P. 2)

土地の形状を変更する行為全般を指し、掘削及び盛土などの行為が含まれる。

【 排水基準 】(P. 18)

水質汚濁防止法に定める基準であり、特定施設を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出する水における、有害物質の汚染状態についての許容限度である。

【 有害物質使用特定施設 】(P. 4)

水質汚濁防止法及び下水道法に定められている特定施設のうち、土壌汚染対策法に定める特定有害物質を製造し、使用し、又は処理する施設をいう。

【りんかいぶとくれいきくいき】(P. 6)
【臨海部特例区域】(P. 6)

平成29年法改正により新たに設けられた区域であり、形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染が、専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来し、かつ、人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地について、土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針を定め、都道府県等の確認を受けた土地。土地の形質の変更の際の届出を、その都度の事前届出に代えて年1回の事後届出をすればよい区域となる。

